

富士見市民青色防犯パトロール隊規約

平成19年 9月10日決定

令和 6年12月10日改正

(基本理念)

第1条 本隊の活動はボランティアとし、法を遵守するとともに、安全を最優先にした活動を旨とする。

(遵守事項)

第2条 本隊員は、自主防犯パトロールの趣旨を理解し本規約及び交通法令を遵守した活動を実施する。

(名称)

第3条 本隊は、富士見市民青色防犯パトロール隊(通称「市民青パト隊」)と称する。

(目的)

第4条 本隊は、隊員の自発的な行動により、市内での犯罪発生を未然に防ぎ、地域住民の安全で安心な暮らしを守ることを目的とする。

(活動)

第5条 本隊は、青色防犯パトロール車両を利用したパトロール活動を基本に、様々な市民活動と連携して地域コミュニティの醸成に努めるものとする。

(構成)

第6条 本隊は、その趣旨に賛同し、加入を認められた者により構成する。

(役員)

第7条 本隊は、隊長、副隊長及び方面担当を置く。

(1) 隊長は、富士見市町会長連合会会長の職にある者を充て、隊の代表として活動を統括する。

(2) 副隊長は、町会長連合会副会長の職にある者を充て、隊長を補佐し、隊の活動を総括する。

(3) 方面担当は、町会長連合会理事、監事及び会計の職にある者を充て、鶴瀬東、鶴瀬西、南畑、水谷の各地区のパトロールの活動を総括し、日程の調整等を行う。

(資格)

第8条 隊員は、次の要件を満たす者とする。

(1)心身ともに健康な者

(2)青色防犯パトロール車両を運転する隊員は、自動車運転免許証交付を受け3年以上経過している者

(3)上記を満たし町会長からの推薦のあった者

(入隊)

第9条 入隊を希望する者は、申込用紙等に所定の内容を記載し、隊長に提出する。

2 役員会は、記載された内容を審査し、適格者について入隊を許可するものとする。

(脱退)

第10条 脱退は、脱退申込書に必要事項を記載し、隊長に提出するものとする。

2 役員会は、本隊に相応しないと認められる者に対し、通告することにより脱退させることができる。

(研修)

第11条 隊員は、青色防犯パトロール講習会を3年毎に受講しなければならない。

(総会)

第12条 隊の活動方針及び重要事項を審議するため、必要に応じて総会を開催する。

(役員会)

第13条 パトロール計画の作成、隊員の入隊及び脱退の審査を行うため、必要に応じて役員会を開催する。

(事務局)

第14条 事務局は、富士見市協働推進課内に置く。

2 事務局は、隊員の登録手続き、車両維持管理等の事務を行う。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、本隊の運営に関して必要な事項は、別途定める。

附 則

この規約は、平成19年9月10日から施行する。

附 則 (令和2年1月21日・一部改正)

この規約は、令和2年1月21日から施行する。

附 則（令和3年4月1日・一部改正）

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月10日・一部改正）

この規約は、令和6年12月10日から施行する。